

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

兵庫県並びに兵庫県津名郡淡路町、北淡町及び東浦町

2 構造改革特別区域の名称

自然産業特区

3 構造改革特別区域の範囲

兵庫県津名郡淡路町、北淡町及び東浦町の区域の一部
(淡路島北部丘陵地域の開発農地)

4 構造改革特別区域の特性

(1) 淡路地域の特性

恵まれた風土に立脚した多彩な農業が展開される地域

淡路島は年間を通じて瀬戸内海特有の温暖な気候に恵まれ、その気候・風土に合致した多彩な農産物が生産されている。農業産出額(3,756千万円 平成13年)は、兵庫県全体の約1/4を占め、近畿圏における身近な食料供給基地として重要な役割を果たしている。

南部地域では、三原平野を中心に排水のよい土壌条件に恵まれ、水稲とたまねぎ、レタス、はくさい、キャベツなどの野菜を組み合わせた三毛作栽培や酪農経営が盛んに行われている。また、北部地域では、古くから集約的な施設花き、施設野菜の生産が盛んで、果樹ではみかん、びわ、ぶどうなどの産地となっており、肉用牛生産の拠点にもなっている。

都市部との活発な交流が期待される地域

平成6年に大阪湾を挟んだ泉州沖に関西国際空港が開港して世界への扉が間近となり、平成10年には世界一の吊り橋である明石海峡大橋が開通し、交通の利便性が飛躍的に向上した。

平成12年には、淡路町と東浦町にまたがる土砂採取跡地において失われた自然を回復し、「人と自然のコミュニケーション」をテーマとした淡路花博「ジャパンフローラ2000」が開催され、当初の予想を上回る約700万人の入場者があり大好評を博した。

また、淡路島北部地域には、国際会議場やホテル、県立淡路島公園、国営明石海峡公園、淡路夢舞台、あわじ花さじき、淡路景観園芸学校などが整備され、今後も明石海峡大橋を通じて都市部との活発な交流が期待される地域である。

震災を乗り越え環境立島「公園島淡路」をめざす地域

平成7年1月17日に突然襲った阪神・淡路大震災は、淡路島北部を中心に全島で大きな被害が生じた。震災では自然の大きな力を痛感し、自然への畏敬の念を抱きつづけることの大切さに思いを新たにするとともに、あの惨事の中で、花や緑がどれほど心を癒す存在であったかということが浮き彫りとなった。

この震災から立ち上がり「震災の島から花の島へ」美しい公園島づくりの行動指針となる「淡路公園島憲章」を制定(平成12年3月)し、地域住民が主体となり「花いっぱい美しい島づくり」や「魅力ある産業を興す島づくり」などの取り組みが行われている地域である。

(2) 淡路島北部丘陵地域の特性

十分な活用が行われていない農地が数多く見受けられる地域

昭和39年から開発が始まった農地の造成は、当初みかんを導入作物として開発が進められてきた。しかし、昭和50年代になると生産過剰による価格低下で国内産地の淘汰が進み、淡路島でも大幅に減反が進められるようになった。また、昭和52年・56年の記録的な寒波による被害や生産者の高齢化などにより当地域における営農意欲が減退し、現在は、飼料作物を中心とした栽培が行われているが、十分な活用が出来ていない農地が数多く見受けられる地域である。

集落を基本とした農地の利用調整が困難な地域

開発農地の16%は島外者が所有し、また、居住地域は主に海岸沿いに点在して開発農地周辺には集落がないことから、一般の農村に見られる集落を基本とした農地の利用調整の手法では対応が困難な地域である。

参考：淡路島北部丘陵地域開発農地の内訳

(単位：ha)

事業名(工期)	区分	淡路町	北淡町	東浦町	合計
国営北淡路地区農地 開発事業 (昭和43年～平成元年)	農地面積	36.1	192.8	118.1	347.0
	(植栽可能面積)	(31.7)	(173.4)	(108.4)	(313.5)
県営ちひろ地区開拓 パイロット事業 (昭和39年～昭和45年)	農地面積	58.0			58.0
	(植栽可能面積)	(57.1)			(57.1)
合計	農地面積	94.1	192.8	118.1	405.0
	(植栽可能面積)	(88.8)	(173.4)	(108.4)	(370.6)

植栽可能面積とは、農地面積から畦畔の面積を除いた面積

5 構造改革特別区域計画の意義

農業内部の対応では問題解決が困難な状況での規制緩和の活用

開発農地の有効な利用を図るため、昭和56年に営農促進協議会を設置し、団地ごとに営農指導方針を定め、耕作放棄地の解消に努めてきたが、農産物価格の乱高下や地域に適した導入作物が見いだせないまま産地として定着せず、一進一退の状況が長く続いていた。平成元年度には造成事業が完了し、平成2年度から地元負担金の償還も始まったことから、より濃密な営農指導を展開して、飼料作物や淡路ファームパークで飼育しているコアラへのユーカリ供給など地域需要に応じた作物の導入を進めてきた。

しかし、造成がはじまって30年以上が経過し、営農意欲の減退や生産者の高齢化などによる担い手不足で、多くの地権者が今後農地を処分したいと考えており、従来の農業内部での対応では問題解決が困難な状況となっている。

こうした中で、規制緩和により、企業やNPO法人などこれまで農業に参入できなかった多様な主体が、花と緑あふれる公園島淡路の実現に向けてアイデアを出し、農業者とともに地域の特性を生かした新たな農業経営や都市との交流促進などを実践することができる機会をつくることは、当地域の耕作放棄地の解消を進め、農業の振興と農村の活性化による地域経済の発展につながると期待できる。

この地域は、土採り跡地の失われた自然をみごとに回復し、淡路花博として全世界に「人と自然のコミュニケーション」の重要性をアピールし注目を集めた地域であり、こうした地域において、開発農地の耕作放棄地を解消し、有効な活用事例を示すことは、耕作放棄や担い手の不足、過疎化などの課題を抱える全国の多くの地域に対し農業・農村の構造改革に向けたモデルを示すこととなる。

6 構造改革特別区域計画の目標

農業を取り巻く社会情勢の変化等から農地の約4割が耕作放棄されている淡路島北部丘陵地域を構造改革特別区域とし、特例措置を活用した多様な主体による新たな農業経営や楽農生活(食と農を楽しむアグリライフ)への取組を推進するとともに、県が先行して整備した「淡路景観園芸学校」や「あわじ花さじき」などの花き園芸振興拠点施設、整備が計画されている風力発電等クリーンエネルギー施設等との連携により「人集い、花と緑あふれる淡路島北部丘陵地域」の創出をめざす。

民間の経営ノウハウを活かした新たな農業経営の展開

兵庫県では、社会情勢の急激な変化や安全な食を求める動き、環境に対する関心の高まりを踏まえ、県民生活に直結する産業としての農林水産業の振興とその持続的な発展を通じた美しい農山漁村づくりを県民とともに進めるため、「農」の時代を拓く農林水産業・農山漁村づくりをめざした「ひょうご農林水産ビジョン2010」を平成13年3月に策定した。

「農」は県民一人ひとりの生活に広く関わっていることから、近年、農林水産行政に関連する分野は急速に裾野を拡げつつあり、これまでの生産に力点を置いた取組から、生産・加工・流通・消費・廃棄・再利用という一連のフードシステム全体を見据えた取組、一次産業と二次・三次産業との連携強化、地産地消・産消提携など地域に根ざした取組などに重点をおいて推進することとしている。

こうした中で、交通の利便性に恵まれた当地域において、食品製造業や食品卸売業、食品小売業、外食産業などの参入による農産物生産や造園業者、花きバイオ関連企業などの参入による花き生産の取組を進め、地元農業者とも連携して民間の経営ノウハウを活かした新たな農業経営の展開を推進する。

なお、県下には、2,664haの耕作放棄地(平成12年農林業センサス)があり、当地域における取組が、今後、耕作放棄地の解消や異業種間との連携強化を進めるモデルとなり、県内産地の体制強化や安全・安心な食料生産につなげていく。

楽農生活(食と農を楽しむアグリライフ)の実現

県民意識調査(平成13年度)によると、県民の約6割が農業に関心を持っており、約4割が機会があれば市民農園等で農作業を体験したい、約3割が自給自足的な生きがい農業をしてみたいと回答している。成熟社会を迎え、価値観の多様化、個性化等の進展とあいまって、「自然とのふれあい」「土に親しむ暮らし」「美しい景観や快適な環境」が広く県民に求められている。

こうした背景から、兵庫県では「ひょうご農林水産ビジョン2010」において、そのめざす姿の一つとして楽農生活(食と農を楽しむアグリライフ)を提起し、多くの県民が農作業などに親しみ、自然とのふれあいや食との関わりを深めることにより「農」のめぐみを実感できる取組を進めている。

その中で、市民農園面積倍増作戦を展開し、身近な農作業体験の場としての市民農園や体験農園の整備を図ることとしている。

市民農園面積倍増作戦

市民農園面積(県全体)	現状(平成12)	87ha	目標(平成18)	170ha
-------------	----------	------	----------	-------

当地域は都市部との交通の利便性にも恵まれており、農地所有者や市町、農業協同組合だけでなく、非農業者や企業、NPO法人など多様な主体による市民農園の開設を推進し、多くの県民が楽農生活を実践する場を創出するとともに、耕作放棄地の農業生産機能の回復と、都市との交流による農村地域の振興を図る。

さらに、市民農園における都市住民との交流から、優良田園住宅やひょうご型ダーチャ(小屋付きの農園)などの定住基盤を整備し、「人集い、花と緑あふれる淡路島北部丘陵地域」を創出する。

7 構造改革特別区域計画の実施が

構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 耕作放棄地の解消

多様な主体の参入による肉用牛一貫経営や野菜・花き栽培、市民農園やひょうご型ダーチャの整備を進め、民間の経営ノウハウを活かした新たな農業経営の展開や、楽農生活（食と農を楽しむアグリライフ）を実践する場を創出することにより、今後10年間で耕作放棄地をほぼ半減させることをめざす。

耕作放棄地の解消目標

(単位：ha)

項 目		植栽可能面積(A)	耕作面積	施設用地等	耕作放棄面積(B)	B/A
現状	平成15年	370.6	199.0	23.9	147.7	40%
目標	平成20年 (増減)		218.0 (+19)	35.9 (+12)	116.7 (31)	31% (9%)
	平成25年 (増減)		253.0 (+54)	38.9 (+15)	78.7 (69)	21% (19%)

平成15年3月時点

(2) 楽農生活(アグリライフ)交流人口の拡大

淡路景観園芸学校を拠点とした花と緑あふれる景観づくりによる魅力ある地域づくりを進め、市民農園、ひょうご型ダーチャなどを整備し、楽農生活（食と農を楽しむアグリライフ）を実践する場を創出することにより、今後10年間で楽農生活(アグリライフ)交流人口の5割増をめざす。

楽農生活(アグリライフ)交流人口

項 目	現 状	目 標		備 考
	平成13年	平成20年	平成25年	
交流人口 (伸び率)	422,305人	533,000人 (126%)	650,000人 (154%)	あわじ花さじき、景観園芸学校、市民農園等

8 特定事業の名称

1001	地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業
1002	地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

開発農地における土地利用構想

開発農地の土地利用については、平成14年度に学識経験者や地権者等で構成する「土地利用検討委員会」を設置し、地権者・地域住民に対する意向調査や構造改革特区制度の活用を踏まえた今後の望ましい土地利用のあり方について検討している。

今後、特区地域の認定を受けて、特定事業の円滑な実施や望ましい土地利用の具体的な実現を図るための推進組織（構成：生産者、関係団体、町、県等）を立ち上げることとしている。

県立淡路景観園芸学校

平成11年4月に開校した県立淡路景観園芸学校は、当地域のほぼ中央に位置し、人材養成、生涯学習、調査研究、情報発信、産業振興の5つの機能を備え、ここで生み出される技術・情報・人材が、花き産業・造園産業はもとより、流通関連業界をはじめ様々な業界の新たなビジネス展開を見出す役割を担う。

あわじ花さじき

耕作放棄地の有効活用を図るため、県が地権者から耕作放棄地約15haを借地・再造成のうえ、四季折々の花き植物を植栽し、平成10年4月に県民の憩いの場として開設したものであり、多様な主体によって展開される花と緑を介した交流事業を先導する事業として位置づけられる。

田園住宅の整備

淡路町では、平成13年3月に「淡路町土地利用調整基本計画」を策定し、町全体の土地利用の基本方針等を定めた。この中で、市民農園の利用から、10年後には田園住宅を建設して交流から定住にステップアップするプロセスをデザインし、市民農園の開設支援や、田園住宅建設に向けた調査研究を行っている。今後、地域全体で定住基盤の整備を進めることとしている。

ひょうご型ダーチャの整備

農業に取り組もうとする人が小規模な農地を取得できるよう、農地の権利移動後の合計面積要件を緩和することについては、10a以上でより地域の実情に応じて設定できるよう特区で認める方向で検討されている。

今後、自給自足的な農業、生きがい農業を始めたい人のために、こうした規制緩和を活用したひょうご型ダーチャ（小屋付きの農園）整備の具体化を検討する。

外食産業事業者による食肉加工場の整備

平成14年度から北淡町において、外食産業事業者が食肉加工場の整備を進めており、今後、当地域で繁殖、肥育した肉用牛を加工場で処理し、自社のレストラン等に供給する計画である。

クリーンエネルギー施設の整備

淡路島北部丘陵地域は、瀬戸内海から大阪湾に抜ける西風が強い地域で、風力発電施設の整備に適した地域である。現在、北淡町の震災記念館と五色町に風力発電施設を整備しているが、将来的には開発農地周辺地域においても風力発電施設を整備する計画である。

「産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例」に基づく特定事業の推進
兵庫県では、「産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例」に基づき、特区地域に農業参入する企業等に対して、不動産取得税の軽減、雇用創出やクリーンエネルギーの導入に伴う補助金、さらには融資制度の適用による支援を行うこととしている。

【産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例】

目 的

県内の優れた産業基盤を生かしつつ、阪神・淡路大震災により未曾有の被害を受けた地域における一層の産業の集積を促進するとともに、県内において新たな経済的環境にふさわしい多様な産業が集積する拠点を形成することにより、阪神・淡路大震災からの産業復興をはじめとする本県産業の活性化と新たな雇用の創出を図り、もって本県産業の発展と地域経済の振興に寄与する。

指定地区要件

構造改革特別区域法第2条第1項に規定する構造改革特別区域のうち、当該区域の活性化を推進する構造改革特別事業の集積を図ることが適切と認められる地区

支援措置

(1) 税制上の優遇措置

不動産取得税の不均一課税（不動産取得税相当額の1/2控除・2億円限度）

(2) 助成金

雇用創出型産業集積促進補助金

(a)新規地元雇用者に対する補助：60万円～120万円/人

(b)新エネルギー設備に対する補助：補助率 1/2

(c)補助限度額：3億円(地元雇用者100人以下の場合は1億円)

(3) 融資・投資 進出支援貸付

(a)利率：年1.1%（固定金利）

(b)限度額：25億円

(c)15年以内(据置2年以内)

(別紙 1)

1 特定事業の名称

1001 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

農地の貸付け主体である淡路町、北淡町、東浦町及び社団法人兵庫みどり公社と特区内の農地において農業生産活動を行う農業生産法人以外の法人

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区計画認定の日から

4 特定事業の内容

特区内の開発農地で農業生産活動に取り組む意欲のある農業生産法人以外の法人で、その法人の行う農業（営農計画の作成、各種渉外業務等の企画管理業務を含む）に常時従事する役員が一人以上おり、借り受ける農地が所在する町（淡路町・北淡町・東浦町）と兵庫県及び農地等の貸付けの実施主体との間で、法人の行う農業の内容・地域との役割分担等を内容とする協定を締結する場合は、開発農地の保有を認める。

5 当該規制の特例措置の内容

【地域内における農地の利用及び担い手の状況】

開発農地の地権者は738名で、このうち島内に住んでいる地権者が530名（71.8%）、島外に住んでいる地権者が208名（28.2%）である。

平成15年2月に実施した地権者への意向調査結果によれば、現状の農地の利用状況について約4割が全部使っていないと回答し、特に島外地権者では3/4が全部使っていないと回答している。また、今後の営農意向についても、3割が農地を全部処分したいと考えており、こうした農地の効率的な利用を図る必要がある。

農地の利用状況に関する調査結果

区 分	全 体	淡路島内	淡路島外
農地を全部使っている	28%	35%	13%
使っていない農地もある	29%	40%	7%
全部使っていない	39%	22%	74%
無回答	4%	3%	6%

(北淡路農地開発地域のこれからのに関するアンケート調査【アンケート回収率 42%】)

(別紙 2)

1 特定事業の名称

1002 地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

農地の貸付主体である淡路町、北淡町、東浦町及び社団法人兵庫みどり公社と特区内の農地において淡路町、北淡町、東浦町又は日の出農業協同組合以外で、特定農地貸付けにより市民農園を開設しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区計画認定の日から

4 特定事業の内容

開発農地を所有する者が、自己の所有する農地で市民農園を開設する場合には、特定農地貸付けが取り消された後において当該農地の適切な利用を確保するために必要な事項等を内容とする事業実施協定を、農地が所在する町（淡路町、北淡町、東浦町）及び兵庫県と締結することを条件に、特定農地貸付けによる市民農園開設を認める。

また、NPO法人、企業など農地を所有していない者が、淡路町、北淡町、東浦町又は社団法人兵庫みどり公社から農地を借りて市民農園を開設する場合には、事業実施協定を、農地が所在する町と兵庫県及び農地の貸付主体である町又は社団法人兵庫みどり公社と締結する場合、特定農地貸付けによる市民農園開設を認める。

5 当該規制の特例措置の内容

【地域内における農地の利用及び担い手の状況】

開発農地の地権者は738名で、このうち島内に住んでいる地権者が530名（71.8%）、島外に住んでいる地権者が208名（28.2%）である。

平成15年2月に実施した地権者への意向調査結果によれば、現状の農地の利用状況について約4割が全部使っていないと回答し、特に島外地権者では3/4が全部使っていないと回答している。また、今後の営農意向についても、3割が農地を全部処分したいと考えており、こうした農地の効率的な利用を図る必要がある。

農地の利用状況に関する調査結果

区 分	全 体	淡路島内	淡路島外
農地を全部使っている	28%	35%	13%
使っていない農地もある	29%	40%	7%
全部使っていない	39%	22%	74%
無回答	4%	3%	6%

(北淡路農地開発地域のこれからのに関するアンケート調査【アンケート回収率 42%】)